

# 行政視察報告

## 【大阪府寝屋川市】

視察内容 「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」について

### (1) 教育的アプローチと行政的アプローチの2つから対応する

目的は、学校・教育委員会による通常のいじめ対応では、教育的な指導による人間関係の再構築であり、片や市長部局「監察課」によるいじめ対応は、いじめを人権問題として捉え「いじめの即時停止」である。

メリットは、教育的アプローチでは、殆どのいじめ事案が解決する。行政アプローチでは、短期間で判断・解決に至り、独自データに基づく「是正勧告」を実施できる。

### (2) 攻めの情報収集

毎月1回市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布し「攻めの情報収集」を行っている。A4サイズの手紙に「求めます、あなたの情報」と題して、手紙の中には line・メール・フリーダイヤル・市公式アプリからも通報出来るよう積極的な早期発見を行っていました。

### (3) 子どもたちをいじめから守るための条例

①目的 いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向け市長部局で新たな取り組みを行うべく、児童等の命

と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定める。

②特徴 保護者及び地域住民の責務を明示では、寝屋川市に対し、いじめに関する情報提供を行う責務を負う。市長の権限の明示では、いじめ防止の申出があった時に必要な調査を行うことが出来る。学校その他の寝屋川市の機関に対し、③に記載の措置を講ずるべきことを勧告する。

### ③勧告内容

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ・児童等に対する見守り    | ・いじめ防止の環境整備 |
| ・訓告、別室指導その他の懲戒 | ・出席停止       |
| ・学級替え          | ・転向の相談及び支援  |

### ■視察を終えて

いじめ対策において、学校・教育委員会による教育的アプローチだけではなく、市長部局に設置されている監察課による教育的アプローチの2つのルートを確立し、子どもたちや保護者の方が望む解決方法を選択でき、いじめの早期解決と抑止が図られている取り組みに非常に大きな関心を持ちました。更に賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援・弁護士費用の補助など法的アプローチも行っており、全国的にいじめが問題となっている中、本市でも対策を進めていくためにとても参考になり、活かしていきたいと思います。